

官報

号外

昭和三十三年四月二十二日

○第二十六回 参議院會議録第二十八号

昭和三十三年四月二十二日(月曜日)午前十時五十九分開議

議事日程 第二十七号

昭和三十三年四月二十二日

午前十時開議

第一 兒童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第二 自然公園法案(内閣提出)
(委員長報告)

第三 国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案(内閣提出)
(委員長報告)

第四 関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
(委員長報告)

第五 離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
(委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

小瀧 彬君

同

久保 等君

大蔵委員

秋山俊一郎君

同

杉山 昌作君

文教委員

新谷寅三郎君

同

手島 栄君

同

三木與吉郎君

社会労働委員

吉江 勝保君

同

山本 經勝君

農林水産委員

塩見 俊二君

運輸委員

大野木秀次郎君

通信委員

三浦 義男君

同

近藤 鶴代君

建設委員

北 勝太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

吉江 勝保君

同

山本 經勝君

大蔵委員

塩見 俊二君

同

北 勝太郎君

文教委員

三浦 義男君

同 近藤 鶴代君
同 大野木秀次郎君

社会労働委員

小瀧 彬君

同

久保 等君

農林水産委員

秋山俊一郎君

運輸委員

三木與吉郎君

通信委員

新谷寅三郎君

同

手島 栄君

建設委員

杉山 昌作君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

大蔵委員会に付託

社会教育法の一部を改正する法律案

文教委員会に付託

東北開発促進法案

建設委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を社会労働委員会に付託した。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係)

同日承認することを議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

関税及び貿易に関する一般協定の改正に関する諸議定書の受諾について承認を求めるの件

貿易協力機関に関する協定の受諾について承認を求めるの件

同日委員長から左の報告書を提出した。

離島振興法の一部を改正する法律案可決報告書

関税法の一部を改正する法律案可決報告書

国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の批准について承認を求めるの件

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係)

同日承認することを議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

関税及び貿易に関する一般協定の改正に関する諸議定書の受諾について承認を求めるの件

貿易協力機関に関する協定の受諾について承認を求めるの件

同日委員長から左の報告書を提出した。

離島振興法の一部を改正する法律案可決報告書

関税法の一部を改正する法律案可決報告書

国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の批准について承認を求めるの件

昭和三十三年四月二十二日 参議院會議録第二十八号 會議 兒童福祉法の一部を改正する法律案外一件

五二二

日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准について承認を求めるの件
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
道路整備特別措置法の一部を改正する法律案
高速自動車国道法案
特別とん渡手税法案
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
渥田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
森林法の一部を改正する法律案
同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の批准について承認を求めるの件
日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准について承認を求めるの件
同日左の法律の公布を要し、その旨衆議院に通知した。

道路整備特別措置法の一部を改正する法律
高速自動車国道法
特別とん渡手税法
渥田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律
同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。
森林法の一部を改正する法律
一昨二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員
山本 經勝君
大蔵委員
北 勝太郎君
社会労働委員
木下 友敬君
同
藤原 道子君
建設委員
坂本 昭君
同
杉山 昌作君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
地方行政委員
木下 友敬君
大蔵委員
杉山 昌作君
社会労働委員
山本 經勝君
同
坂本 昭君
建設委員
藤原 道子君
同
北 勝太郎君
同日社会労働委員会において当選した理事は左の通りである。
理事 山本 經勝君(山本經勝君の補欠)

同日委員長から左の報告書を提出した。
自然公園法案可決報告書
農林水産委員会請願審査報告書第一号
○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。
日程第一、兒童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第二、自然公園法案(内閣提出)
以上、兩案を一括して議題とする。ことに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長千葉信君。
「審査報告書は都合により追録に掲載」
兒童福祉法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年四月十二日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長松野鶴平殿

兒童福祉法の一部を改正する法律案
兒童福祉法の一部を改正する法律
兒童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
第七条中「精神薄弱兒施設」の下に、「精神薄弱兒通園施設」を加える。
第十一条第三項中「兒童相談所長」の定める担当区域を、政令の定めるところにより兒童相談所長が定める相当区域に改める。
第十三条第一項中「第十二条第二項を前条第二項に改め、同条第四項中「兒童福祉司又は」を削る。
第十六条の二第三項中「同条第二号」を「同項第二号」に改める。
第二十七条第一項第三号中「精神薄弱兒施設」の下に、「精神薄弱兒通園施設」を加える。
第三十一条中「第二十七条第一項第三号の規定により、」を「都道府県知事は、第二十七条第一項第三号の規定により」に改め、「精神薄弱兒施設の下に」(国の設置する精神薄弱兒施設を除く。)を加え、「入所し

た兒童について、都道府県知事は、満二十歳に達するまで、」を「入所した兒童については満二十歳に達するまで、同条同項同号の規定により国の設置する精神薄弱兒施設に入所した兒童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、」に改める。
第三十四条第二項中「精神薄弱兒施設」の下に、「精神薄弱兒通園施設」を加える。
第三十五条第一項中「国及び」を削り、同条に第一項として次の一項を加える。
国は、別に法律の定めるところにより、兒童福祉施設を設置するものとする。
第四十二条の次に次の一条を加える。
第四十二条の二 精神薄弱兒通園施設は、精神薄弱の兒童を日保護者のもとから通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を手えすることを目的とする施設とする。
第五十条第七号中「精神薄弱兒施設」の下に、「精神薄弱兒通園施設」を加える。

第五十二条及び第五十四条中「保育所」の下に「精神薄弱児通園施設」を加える。

第五十六条の二第一項及び第五十八条中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に改める。

第六十二条の二中「第四十六条第二項」を「第四十六条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(社会福祉事業法の一部改正)

2 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「精神薄弱児施設」の下に「精神薄弱児通園施設」を加える。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

自然公園法案

右

国会に提出する。

昭和三十三年四月十一日

内閣総理大臣 岸 信介

自然公園法案
自然公園法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 国立公園及び国定公園

第一節 自然公園審議会(第四条—第九条)

第二節 指定(第十条—第十四条)

第三節 公園計画及び公園事業(第十二条—第十六条)

第四節 保護及び利用(第十七条—第二十四条)

第五節 費用(第二十五条—第三十一条)

第六節 雑則(第三十二条—第四十条)

第三章 都道府県立自然公園(第四十一条—第四十八条)

第四章 罰則(第四十九条—第五十四条)

附 則

第一章 総則

第一条 この法律は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

(目的)

第二条 この法律は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

第三条 都道府県立自然公園(第四十一条—第四十八条)

第四章 罰則(第四十九条—第五十四条)

附 則

第一章 総則

第一条 この法律は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

(目的)

第二条 この法律は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

第三条 都道府県立自然公園(第四十一条—第四十八条)

第四章 罰則(第四十九条—第五十四条)

附 則

第一章 総則

第一条 この法律は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。

二 国立公園 わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地であつて、厚生大臣が第十條第一項の規定により指定するものをいう。

三 国定公園 国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地であつて、厚生大臣が第十條第二項の規定により指定するものをいう。

四 都道府県立自然公園 すぐれた自然の風景地であつて、都道府県が第四十一条の規定により指定するものをいう。

五 公園計画 国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。

六 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用

のための施設で政令で定めるところのものに關するものをいう。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第三条 この法律の適用に當つては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 国立公園及び国定公園

第一節 自然公園審議会(設置及び権限)

第四条 厚生大臣の諮問に應じ、国立公園及び国定公園に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附屬機關として自然公園審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

2 審議会は、国立公園及び国定公園に関する重要事項について、関係行政機關に意見を具申することができる。

(組織)

第五条 審議会は、委員三十七人以上で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第六条 審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機關の職員及び学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長)

第七条 審議会に、会長一人を置く。

2 会長は、委員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(幹事)

第八条 審議会に、その庶務を行わせるため、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機關の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 幹事は、非常勤とする。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 指定

(指定)

第十条 国立公園は、厚生大臣が、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。

2 国立公園は、厚生大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。

3 厚生大臣は、国立公園又は国立公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

4 国立公園又は国立公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(指定の解除及び区域の変更)

第十一条 厚生大臣は、国立公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

2 厚生大臣は、国立公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならない。

らない。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、国立公園又は国立公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

第三節 公園計画及び公園事業

(公園計画及び公園事業の決定)

第十二条 国立公園に関する公園計画及び公園事業は、厚生大臣が、審議会の意見を聞いて決定する。

2 国立公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画並びに利用のための施設に関する計画で集団施設地区及び政令で定める施設に関するものは、厚生大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞いて決定し、その他の計画は、都道府県知事が決定する。

3 国立公園に関する公園事業は、都道府県知事が決定する。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

第十三条 厚生大臣は、国立公園に関する公園計画及び公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

2 厚生大臣は、国立公園に関する公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならない。ただし、その公園計画を追加するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

3 前条第四項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。

(国立公園の公園事業の執行)

第十四条 国立公園に関する公園事業は、国が執行する。

2 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体(以下「公共団体」という。)は、厚生大臣の承認を受けて、国立公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

3 国及び公共団体以外の者は、厚生大臣の認可を受けて、国立公園

に関する公園事業の一部を執行することができる。

(国立公園の公園事業の執行)

第十五条 国立公園に関する公園事業は、都道府県が執行する。ただし、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)その他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。

2 都道府県以外の公共団体は、都道府県知事の承認を受けて、国立公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

3 国及び公共団体以外の者は、都道府県知事の認可を受けて、国立公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

(承認又は認可による公園事業の執行)

第十六条 前二条の規定による承認及び認可の手続並びにその承認又は認可を受けて行ふ公園事業の執行に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 保護及び利用

(特別地域)

第十七条 厚生大臣は、国立公園又は国立公園の風致を維持するた

め、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

2 第十条第三項及び第四項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 特別地域(特別保護地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては厚生大臣の、国立公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行ふ行為は、この限りでない。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 木竹を伐採すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼせること。
- 五 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又

は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

六 水面を埋め立て、又は干拓すること。

七 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

八 高山植物その他これに類する植物で厚生大臣が指定するものを採取すること。

九 屋根、壁面、へい、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

4 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

にその旨を届け出なければならない。

7 次の各号に掲げる行為については、前四項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行行行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの

(特別保護地区)

第十八条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基いて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

2 第十条第三項及び第四項の規定は、特別保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

ただし、当該特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為又は

非常災害のために必要な応急措置として行行行為は、この限りでない。

一 前条第三項各号に掲げる行為

二 木竹を植栽すること。

三 家畜を放牧すること。

四 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

五 火入又はたき火をすること。

六 植物又は落葉若しくは落枝を採取すること。

七 動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。

八 道路及び広場以外の地域内へ車馬を入れること。

4 特別保護地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別保護地区内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 特別保護地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行行行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの

(条件)

第十九条 第十七条第三項及び前条第三項の許可には、国立公園又は国定公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を附することができる。

第二十條 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 その規模が厚生省令で定める基準をこえる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が厚生省令で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼせること。

三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

四 海面を埋め立て、又は干拓すること。

2 厚生大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理

的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならぬ。

5 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行ふ行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの

三 国立公園若しくは国定公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為

四 非常災害のために必要な応急措置として行ふ行為

(原状回復命令等)

第二十一条 厚生大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第七条第三項若しくは第十八条第三項の規定、第十九条の規定により許可に附せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反した

者に対して、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十二條 厚生大臣又は都道府県知事は、国立公園又は国定公園の保護のために必要があると認めるときは、第十七条第三項若しくは第十八条第三項の規定による許可を受けた者又は第二十条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、第十七条第三項、第十八条第三項、第二十条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、国立公園若しくは国定公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十七条第三項各号、第十八条第三項各号若しくは第二十条第一項各号に掲げる行為の実

施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(集団施設地区)

第二十三条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基いて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。

2 第十条第三項及び第四項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

(利用のための規制)

第二十四条 国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念をおこさせるような方法で、ごみその他

他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二 著しく悪臭を発散させ、拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしきままに占拠し、けんおの情を催させるような仕方で行客を誘引し、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 国又は都道府県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第五節 費用

(公園事業の執行に要する費用)

第二十五条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

(国の補助)

第二十六条 国は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、公園事業を執行する都道府県

に対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(地方公共団体の負担)

第二十七条 国が国立公園に関する公園事業を執行する場合において、当該公園事業の執行が特に地方公共団体を利するものであるときは、当該地方公共団体に、その受益の限度において、その執行に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を地方公共団体に負担せよとする場合において、国は、当該地方公共団体の意見を聞かなければならない。

(受益者負担)

第二十八条 国又は地方公共団体は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

(原因者負担)

第二十九条 国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により公園事業の執行が必要となつた場

合においては、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に、その公園事業の執行が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法等)

第三十条 前三条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に關して必要な事項は、政令で定める。

(適用除外)

第三十一条 この節の規定は、公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に關して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

第六節 雜則

(実地調査)

第三十二条 厚生大臣又は都道府県知事は国立公園又は国定公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に關し、厚生大臣以外の国の機関は公園事業の執行に關し、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若

しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に關する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 国の機関又は都道府県知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。)及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は標識

の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(訴願)

第三十三条 この法律又はこの法律に基く命令の規定により、厚生大臣又は都道府県知事がした処分不服がある者は、訴願法(明治二十三年法律第五号)の定めるところにより、訴願することができる。ただし、次条の規定により土地調整委員会の裁定を申請することのできる場合及び第三十六条の規定により裁判所に訴することのできる場合は、この限りでない。

(土地調整委員会の裁定)

第三十四条 第十七条第三項、第十八条第三項又は第二十条第二項の規定による厚生大臣又は都道府県知事の処分を受けた者であつて、その処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に關するものであるときは、土地調整委員会に裁定を申請することができる。

(損失の補償)

第三十五条 国は、第十七条第三項若しくは第十八条第三項の許可を得ることができないため、第十九

条の規定により許可に条件を附せられたため、又は第二十条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、厚生大臣にこれを請求しなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

4 国は国立公園又は国定公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は国が行う公園事業の執行に關し、都道府県は都道府県が行う公園事業の執行に關し、第三十二条第一項の規定による当該職員行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「厚生大臣」とあるのは、「主務大臣又は都道府県知事」と読み替へるものとする。

(訴の提起)

第三十六条 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して六箇月以内に訴をもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

(負担金の強制徴収)

第三十七条 この法律の規定により国に納付すべき負担金を納付しない者があるときは、厚生大臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、厚生大臣は、厚生省令の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、厚生大臣は、国税滞納処分の例により前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国

税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先だつものとする。

(権限の委任)

第三十八条 この法律に定める厚生大臣の権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(協議)

第三十九条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の指定、その区域の拡張、公園計画の決定若しくは変更又は特別地域若しくは特別保護地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 厚生大臣以外の国の機関は、第十四条第一項の規定により国立公園に関する公園事業を執行しようとするときは、厚生大臣に協議しなければならない。

3 国の機関は、第十五条第一項ただし書の規定により国定公園に関する公園事業を執行しようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

(国に関する特例)

第四十条 国の機関が行う行為につ

いては、第十七条第三項又は第十八条第三項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては厚生大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に協議しなければならない。

2 国の機関は、第十七条第四項から第六項まで、第十八条第四項若しくは第五項又は第二十条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、第二十条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のためにとるべき措置について協議を要求することができる。

第三章 都道府県立自然公園

(指定)

第四十一条 都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて

都道府県立自然公園を指定することができる。

(保護及び利用)

第四十二条 都道府県は、都道府県立自然公園の風致を維持するため、条例の定めるところにより、その区域内に特別地域を指定し、かつ、特別地域内及び当該都道府県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域内における行為につき、それぞれ国立公園の特別地域又は普通地域内における行為に関する前章第四節の規定による規制の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができる。

2 都道府県は、都道府県立自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、条例の定めるところにより、その区域内に集団施設地区を指定し、かつ、第二十四条の規定の例により、条例で、特別地域及び集団施設地区内における同条第一項各号に掲げる行為を禁止することができる。

(実地調査)

第四十三条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に關し実地調査のため必要がある場合に、都道

府県知事が第三十二条の規定の例により当該職員をして他人の土地に立ち入らせ、又は同条第一項に規定する標識の設置その他の行為をさせることができる旨を定めることができる。

(損失の補償)

第四十四条 都道府県は、第四十二条第一項の規定に基く条例の規定による処分又は前条の規定に基く条例の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(土地調整委員会の裁定)

第四十五条 第四十二条第一項の規定に基く条例の規定による都道府県知事の処分を受けた者であつて、その処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に裁定を申請することができる。

(協議等)

第四十六条 都道府県は、都道府県立自然公園の特別地域の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。

2 都道府県が第四十二条第一項の規定に基く条例で都道府県立自然公園の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関が行う行為に関する特例については、第四十条の規定の例による。

(報告、助言又は勧告)

第四十七条 厚生大臣、都道府県に対し、都道府県立自然公園に關し、必要な報告を要求することができる。

2 厚生大臣は、都道府県に対し、都道府県立自然公園の行政又は技術に關し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(国立公園又は国定公園との関係)

第四十八条 国立公園又は国定公園の区域は、都道府県立自然公園の区域に含まれないものとする。

第四章 罰則

第四十九条 第二十一条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第三項又は第十八条第三項の規定に違反した者
- 二 第十九条の規定により許可に附せられた条件に違反した者
- 第五十一条 第二十条第二項の規定による処分違反した者は、五万円以下の罰金に処する。
- 第五十二条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。
 - 一 第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第二十二条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 四 国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十四条第一項第一号に掲げる行為をした者
 - 五 国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十四条第二項の規定による当該職員からの指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者
- 六 第三十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者
- 第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。
- 第五十四条 第四十二条又は第四十三条の規定に基づく条例には、その条例に違反した者に対して、その違反行為の態様に応じ、それぞれ、前各条に定める処罰の程度をこえない限度において、刑を科する旨の規定を設けることができる。
- 附 則
 - (施行期日)
 - 1 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。
 - (国立公園法の廃止)
 - 2 国立公園法(昭和六年法律第三十六号)は、廃止する。
 - (経過規定)
 - 3 この法律の施行の際現に国立公園法第一条の規定により指定されている国立公園又は同法第十一条ノ二第一項の規定により指定されている国立公園に準ずる区域は、それぞれ、この法律による国立公園又は国定公園とみなし、その区域は、それぞれ、この法律による国立公園又は国定公園の区域とみなす。
 - 4 この法律の施行の際現に国立公園法の規定により決定されている国立公園計画若しくは国立公園に準ずる区域に関する計画又は国立公園事業は、それぞれ、この法律に基いて決定された国立公園若しくは国定公園に関する公園計画又は国立公園に関する公園事業とみなす。
 - 5 この法律の施行の際現に国立公園法第八条第一項の規定により指定されている特別地域又は同法第八条ノ二第一項の規定により指定されている特別保護地区は、それぞれ、この法律に基いて指定された国立公園の特別地域又は特別保護地区とみなす。
 - 6 この法律の施行前に国立公園法又はこれに基く命令の規定によつてなされた許可、認可、申請その他の行為は、この法律又はこれに基く命令に当該規定に相当する規定があるときは、当該相当規定によつてなされたものとみなす。
 - 7 国立公園法若しくはこれに基く命令の規定によつて許可その他の処分若しくは届出その他の手続を要しなかつた行為でこの法律若しくはこれに基く命令の規定によつて新たに許可その他の処分若しくは届出その他の手続を要することとなつたもの又は国立公園法若しくはこれに基く命令の規定によつて届出をもつて足りた行為でこの法律若しくはこれに基く命令の規定によつて、許可その他の処分を要することとなつたもののうち、この法律の施行の際現に着手しているものについては、この法律若しくはこれに基く命令の規定による処分若しくは手続を要せず、又は従前の例による届出をもつて足りる。
 - 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 - 9 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
 - 第十五条第十四号から第十七号までを次のように改める。
 - 十四 区域を定めて国立公園及び国定公園を指定し、及びその指定を解除し、並びにその区域を変更すること。
 - 十五 国立公園の公園計画及び公園事業並びに国定公園の公園計画の一部を決定し、並びに国立公園の公園事業を執行し、又はその一部を地方公共団体その他の者に執行させること。
 - 十六 国立公園及び国定公園の区域内に特別地域、特別保護地区及び集団施設地区を指定すること。
 - 十七 国立公園の特別地域及び特別保護地区内における一定の行為について許可を与え、普通地域内における一定の行為を禁止し、若しくは制限し、又はこれについて必要な措置をとるべき旨を命ずること。
 - 第十八条第一項第十五号を次のように改め、同条同項第十六号中「国立公園及び」を「国立公園及び国定公園並びに」に改める。
 - 十五 自然公園を保護し、国立

昭和三十三年四月二十二日 参議院會議録第二十八号 児童福祉法の一部を改正する法律案外一件

公園及び国定公園の公園計画を定め、並びに国立公園の公園事業を執行すること。

第二十九条第一項の表中国立公園審議会の項を次のように改める。

自然公園
審議会
厚生大臣の諮問に
応じて、国立公園
及び国定公園に關
する重要事項を調
査審議すること。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

10 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 自然公園法(昭和三十三年法律第 号)第三十四条

又は第四十五条の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第二項中「又は海岸法第三十九条第三項」を「海岸法第三十九条第三項又は自然公園法第三十四条若しくは第四十五条」に改める。

第四十五条中「命令」の下に「又は条例」を加え、「国立公園法(昭和六年法律第三十六号)」を「自然公

園法」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により自然公園法又はこれに基づく条例の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、委員会は、

裁定で、自然公園の風景を保護するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

3 前項の規定により国立公園又は国定公園の風景を保護するために定められた事項は、自然公園法の規定の適用については、同法第十九条の規定により許可に附せられた条件とみなす。

11 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十九号を次のように改める。

二十九 自然公園法(昭和三十三年法律第 号)による公園事業

(森林法の一部改正)
森林法(昭和二十六年法律第二

百四十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項第三号中「国立公園法(昭和六年法律第三十六号)第一條」を「自然公園法(昭和三十三年法律第 号)第十條又は第四十一條に基づく条例」に改める。

(都市公園法の一部改正)

13 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げるものは、第一項の規定にかかわらず、都市公園に含まれないものとする。

一 自然公園法(昭和三十三年法律第 号)の規定により

決定された国立公園又は国定公園に關する公園計画に基いて設けられる施設(以下「国立公園又は国定公園の施設」という。)たる公園又は緑地

二 自然公園法の規定により国立公園又は国定公園の区域内に指定される集團施設地区たる公園又は緑地

第四條第一項中「建築面積」の下に「(国立公園又は国定公園の施設

たる建築物の建築面積を除く。)」を加える。

第二章第十八條の次に次の一條を加える。

(自然公園の施設に關する特例)

第十八條の二 国立公園又は国定公園の施設については、第五條

第二項及び第三項並びに第六條第一項の規定を、自然公園法に

規定する都道府県立自然公園の利用のための施設の設置及び管理については、第五條第二項及

び第三項の規定を適用しない。

第二十三條第一項中「第十四條まで」の下に「第十八條の二」を加える。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 ただいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案及び自然公園法案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回改正しようとする要點の第一は、児童福祉施設の一環として新たに精神薄弱児通園施設を設け、これに必要な事項につき規定したことでありま

す。精神薄弱の児童は、従来もつばら児童福祉施設の一つである精神薄弱児施設に入所させ、これをいわゆる二十四時間收容して、その保護指導を行

なつていたのでありますが、今回さらにその対策の強化をはかるために、精

神薄弱児中、通園可能な児童を日々保護者のもとから通わせてこれを保護指

導するため、新たに精神薄弱児通園施設を設け、その入所の措置は、都道府

県知事、指定都市の市長にとらせることとしたしてあります。

第二は、国の設置する精神薄弱児施設における在所期限の延長を規定したことでありま

す。国の設置する精神薄弱児施設におきましては、別に厚生省設置法に定めるところによりまして、

もつぱら精神薄弱の程度が著しい児童または「めくら」もしくは「ろりあ」である精神薄弱児を入所させることとなつ

ているのでありますが、これらの者は、その性状等から見て、一般の精神

薄弱児より以上に長期にわたり保護指導を加える必要がありますので、この

国立の施設に入所した児童につきましては、その者が社会生活に順応すること

ができるようになるまで在所させることができるようにいたしてあるので

あります。

五二〇

以上が、本法案の要点でございます。

本法案について、委員会におきましては、精神薄弱児童通園施設の事業内容及び通園方法はどうか、文部省所管の特殊学級に入学させる者と、この施設に通園させる者との取扱ひ方法はいかにするか、国立精神薄弱児童施設の在期限の延長措置は、他の児童福祉施設の場合においても同様の措置を講ずる方針かどうか、収容を必要とする精神薄弱児童全員を収容し得る施設を年次計画により設置する意図はないか等について、熱心な質疑応答が行われましたが、その詳細は速記録により御了承願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、格別の意見もなく、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、自然公園法案について申し上げます。

この法律案は、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の三種の自然公園について、それぞれの段階に応ずる適正な保護と利用の増進とをはかることを、そのおもな内容とするものであります。

以下、この法案の要旨を御説明申し上げます。

第一点は、現在の国立公園に関する制度を整備したことであり、昭和六年に現行の国立公園法が制定されて以来、すでに十九の国立公園が指定されておりますが、現行法は、その運用が事実上困難な規定もありますので、他の産業との調整をはかりつつ国立公園の適正な運営ができるよう必要な規定を設けることにいたしてあります。

第二点は、国定公園に関する規定を新たに設けたことであり、国定公園は、国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地について設けられるものでありまして、すでに全国で十四の公園が指定されておりますが、現在、これに関する明確な規定がなく、わずかに国立公園法の一、二の規定が準用されているにすぎませんので、今回新たに

国定公園に関する必要な規定を設けたのであります。

第三点は、都道府県立自然公園の保護と利用の規制について必要な定めを設けたことであり、都道府県が、その住民の保健と休養に資するため、自然の風景地について指定した公園は、現在約二百に達しております。

これらの自然公園の管理は、従来法律の根拠を欠き、すべて都道府県の条例にゆだねられていたものでありますが、今回、法的に所要の措置を講ずることによって、その保護と利用の適正を期することができるよう、必要な権能を都道府県に付与することとしたしてあります。

以上が、この法案の要旨であります。

委員会におきましては、政府当局より本案の提案理由の説明を聴取した後、慎重に審議をいたし、熱心な質疑応答が行われたのでありますが、その詳細につきましては、速記録により御了承願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に移りましたところ、別段の意見もなく、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を議題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって両案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案

日程第四、関税法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず委員長(松野鶴平君)の報告を求めます。大蔵委員長廣瀬久忠君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案

右国会に提出する。

昭和三十三年四月一日

内閣総理大臣 岸 信介

国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案

国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、国の負担に属する年金又は恩給の支給金その他の政令で定める支払金でその支払のための資金が法令の規定により各省各庁の長から郵政大臣の指定する出納官吏に交付されるものに係る債権の管理及び当該債権に係る収納金の処理について必要な特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「債権の管理に関する事務」とは、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第四十四号)第二条第二項に規定する債権の管理に関する事務をいう。

2 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(返還金債権の管理の特例)

第三条 第一条に規定する支払金の過誤払による返還金に係る債権(以下「返還金債権」という。)に係る債権の管理に関する事務でその

発生の日から三月を経過する日までの間におけるものについては、政令で定めるところにより、国の債権の管理等に関する法律の特例を設けることができる。

(返還金債権に係る債権の管理等の事務)

第四条 返還金債権に係る債権の管理に関する事務及び返還金債権の金額の収納に関する事務は、法令の定めるところにより、郵政官署の職員が行うものとする。

(返還金債権に係る収納金の処理)

第五条 前条に規定する職員が同条の規定により収納した返還金債権の金額(次項の規定に該当する金額を除く)は、その過誤払に係る資金の金額に戻し入れることができる。

2 前条に規定する職員が同条の規定により収納した返還金債権の金額のうち第一条に規定する支払金の過誤払による返還金に係る利息又は延滞金の金額及び前年度以前における過誤払による返還金債権の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、その過誤払に係る資金を交付した各省各庁の長が、その資金の交付を受けた出

納官吏をしてその収納した日の属する年度の歳入に払い込ませなければならぬ。

(返還金債権に係る充当又は控除)

第六条 法令の規定により第一条に規定する支払金の支払に関する事務を行う郵政官署の職員は、その支払に係る返還金債権がある場合において、その過誤払に係る支払金を支払つた日以後当該返還金債権に係る債務の弁済をすべき者(以下「返還義務者」という)に対して支払うべき第一条に規定する支払金の金額があるときは、政令で定めるところにより、当該金額を当該返還金債権の金額に充当することができる。

2 返還義務者が国から俸給、退職手当その他の給与(恩給を除く)を受ける場合には、国の給与支払機関は、返還金債権に係る債権管理者の請求に基づき、当該返還金債権の金額に相当する金額をその支払うべき当該給与の金額から控除して、その控除した金額を当該返還義務者に代り国に払い込まなければならぬ。

3 第一条に規定する支払金のうち恩給の支給金に係る返還義務者が

都道府県から報酬、給料、退職年金、退職一時金その他の給与を受ける場合には、都道府県の給与支払機関は、政令で定めるところにより、返還金債権に係る債権管理官の請求に基づき、当該返還金債権の金額に相当する金額をその支払うべき当該給与の金額から控除して、その控除した金額を当該返還義務者に代り国に払い込まなければならない。

4 前二項の規定により控除する金額は、国又は都道府県が返還義務者に支払うべき支払日ごとのこれらの規定に規定する給与の金額の四分の一をこえることができない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(審査報告書は都合により追録に掲載)

関税法の一部を改正する法律案

右

昭和三十三年三月十四日

内閣総理大臣 岸 信介

関税法の一部を改正する法律案
関税法の一部を改正する法律
関税法(昭和二十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

3 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で外国貿易船又は外国貿易機以外のもの(公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち政令で定めるものを除く。以下「特殊船舶等」という)が開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに入港届を税関に提出しなければならない。

第二十条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、特殊船舶等が開港に入港した場合について準用する。

第二十四条第一項中「交通」の下に「(次項の規定に該当するものを除く。)」を加え、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 本邦と外国との間を往来する船舶への交通が貨物(その授受につきこの法律の規定により承認又は許可を受けた貨物及び郵便物を除く)の授受を目的とするものであ

るときは、その交通は、政令で定めるところにより、税関長の許可を受け、かつ、その指定した場所を経て行われなければならない。

3 税関長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合においては、当該許可をしないことができる。

一 その者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から二年を経ない場合

二 その者が刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第十四章(あへん煙に関する罪)、たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一十号)、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)、麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)、輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第一条(趣旨)に規定する酒税法等その他貨物の輸出入に関し罰則の

定のある法令で政令で定めるものの規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない場合

三 その者が前二号の一に該当する者又はこれを役員とする法人の代理人、使用人その他の従業員である場合

第三十一条第一項に後段として次のように加える。

これらの貨物以外の貨物(郵便物その他政令で定める貨物を除く)を政令で定める臨港地区その他これに準ずる地区にある保税地域に入れ、又は当該保税地域から出そうとする者も、また同様とする。

第三十一条第二項中「前項に規定する貨物」を「前項の規定に該当する貨物」に改める。

第九十七条第一項中「第二十条第二項(事故に因る不開港への入港)」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第一百条第一号中「第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」の下に「及び関税定率法第十九

条の二第二項(関税の払いもどしを受ける課税原料品に係る準用規定)」を加える。

第一百一条に次の一項を加える。

3 税関長は、同一の外国貿易船が同一の不開港に一年を通じて四回以上入港する場合には、政令で定めるところにより、その四回目以後の入港に係る前条第二号に掲げる許可の手数を軽減し、又は免除することが出来る。この場合において、第九十六条第三項(期間の起算日)の規定を準用する。

第一百十三条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一百十三条の二 第六十七条(輸出又は輸入の許可)(第七十五条(外国貨物の積みもどし)において準用する場合を含む。)の申告又は検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、又は偽つた書類を提出した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百十四条第二号中「第六十七条(輸出又は輸入の許可)(第七十五条(外国貨物の積みもどし)において準用する場合を含む。)の申告若しくは

検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、若しくは偽つた書類を提出した者又は」を削り、同条第三号中「第十五条の下に「第一項若しくは第二項」を加え、同条第四号中「第二十四条の下に「第一項、第二項若しくは第四項」を加える。

第一百十五条第一号中「第十八条」を「第十五条第三項(特殊船舶等の入港届、第十八条)に改め、「(入出港の簡易手続)」の下に「又は第二十条第三項(特殊船舶等が不開港に入港したときの届出)」を加え、同条第四号中「第五十四条」を「第三十一条第一項(貨物の出し入れの届出)の規定に違反した者又は第五十四条に、「又は帳簿」を「若しくは帳簿」に改める。

第一百十六条中「第十三条(許可を受けなくて不開港に出入する罪)」の下に、「第十三条の二(偽つた申告をする等の罪)」を加え、「当該各条の例による。」を「当該各条の罰金刑を科する。」に改める。

第一百十七条中「密輸貨物の運搬等をする罪)」の下に、「第十三条の二(偽つた申告をする等の罪)」を加え、「偽つた申告をする等の罪)」を

「郵便物について偽つた証明をする等の罪)」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 改正後の関税法第一百一条第三項に規定する期間は、昭和三十三年に限り、同項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から同年十二月三十一日までとする。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「前条」を「前二条」に改める。

〔廣瀬久忠君登壇、拍手〕

○廣瀬久忠君 ただいま議題となりました二つの法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案について申し上げます。

従来、恩給、年金等に関する支払い

事務は、郵政官署が他の各省各庁から資金の交付を受けて行なっており、その処理上生じた過誤払いの返還金債権については、当然、国の債権の管理等に関する法律の適用を受けることにならなければならないが、本法律案は、郵政官署の現業務に適合せしめるよう、短期間のものについては同法の特例を設ける等、必要な措置を講じようとするものであります。

内容を申し上げますと、第一は、この返還金債権の管理については、発生の日から三日間は、郵政官署の事務処理に適用した簡便な処置ができることとし、また返還金の収納の処理については、その年度内に収納した場合、その支払った資金に戻入できることとし、過誤払いの生じた年度の翌年度以後に収納されるものは、資金の交付を受けた郵政官署の出納官吏をして各省各庁の歳入に払い込ませることにしようとするものであります。

第二は、郵政官署において返還金債権の返還義務者に支払うべき支払金があるときは、返還金債権の金額に充當できることとし、返還義務者が国から給付を受け、また恩給にかかる返還義務者が都道府県から給付を受けるときは、これらの給付の支払い機関は、債

昭和三十三年四月二十二日 参議院會議録第二十八号 離島振興法の一部を改正する法律案

榊管理官の請求に基いて、給与から返還金を控除して国庫に払い込まなければならぬこととしようとするものであります。

委員会の審議に当りましては、恩給等の過誤払い発生の原因と、その実情等について質疑がありました。その詳細は會議録によつて御承知願ひいたします。

質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、關稅法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の内容の概略を申し上げますと、第一点は、最近における關稅犯則事件の状況等にかんがみ、外國貿易船でない遠洋漁業船等に対する入港届の提出義務、外國往來船に貨物の授受を目的とする交通に対する關稅長の許可の必要等、所要の規制を行い、取締りの強化をはからうとするものであります。

第二点は、許可を受けない不開港への出入、輸出入についての虚偽申告等の罰則を強化しようとするものであります。

第三点は、とん税及び特別とん税の税率との権衡を考慮し、不開港の入港

手数料を、同一船が同一港に年四回以上入港する場合においては、その四回目以後の手数料を減免できることにしようとするものであります。

委員会の審議におきましては、關稅犯則の防止に本改正案で十分であるか、關稅の定員はこれでいいのか、港灣行政機構の統一化についてはどう考へるか等の質疑応答がありました。詳細は會議録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

而案全部を問題に供します。而案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて而案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長本多市郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

離島振興法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十三年四月五日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
第九条中第四項及び第五項をそれぞれ一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。
4 離島振興対策実施地域における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第三條の規定により地方公共団体に對して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に對する国の負担率は、同法第四條の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、五分の四を下りとするものであります。

が五分の四に満たない場合においては、同法同條の規定にかかわらず、五分の四とする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、公布の日以降實施される災害復旧事業について適用する。

〔本多市郎君登壇、拍手〕

○本多市郎君 ただいま議題となりました離島振興法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、離島振興対策実施地域における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定により、地方公共団体に對して、国がその費用の一部を負担することになつておりますが、その場合における国の負担率の特例として、同法の規定に基いて計算した率が五分の四に満たない場合においては、五分の四を下りとするものであります。

地方行政委員会におきましては、四月十八日綱島衆議院議員より提案理由の説明を聞いた後、提案者側及び政府

当局との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行いました。その詳細は速記録によつてごらん願ひます。

四月十九日討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は、全会一致をもつて、これを原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散會いたします。
午前十一時十五分散會

○本日の會議に付した案件
一、日程第一 児童福祉法の一部を改正する法律案
一、日程第二 自然公園法案

昭和三十三年四月二十二日 参議院會議録第二十八号

一、日程第三 国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案

一、日程第四 関税法の一部を改正する法律案

一、日程第五 離島振興法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議員

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

宮城タマヨ君 野田 俊作君
豊田 雅孝君 常岡 一郎君
田村 文吉君 竹下 豊次君
村上 義一君 廣瀬 久忠君
川口爲之助君 島村 軍次君
北 勝太郎君 石井 桂君
松岡 平市君 伊能繁次郎君
梶原 茂嘉君 加賀山之雄君
堀 末治君 有馬 英二君
苦米地英俊君 上林 忠次君
河野 謙三君 佐藤 尚武君
井野 碩哉君 藤野 繁雄君
西川甚五郎君 谷口弥三郎君
新谷寅三郎君 森田 義衛君
杉山 昌作君 後藤 文夫君
石黒 忠篤君 本多 市郎君
仲原 善一君 成田 一郎君

堀本 宜實君 前田佳都男君
手島 榮君 大谷藤之助君
大沢 雄一君 西川弥平治君
高橋 衛君 土田国太郎君
雨森 常夫君 永野 護君
迫水 久常君 三木與吉郎君
田中 啓一君 横川 信夫君
木島 虎蔵君 関根 久蔵君
野本 品吉君 秋山俊一郎君
最上 英子君 岩沢 忠恭君
青山 正一君 植竹 春彦君
石原幹市郎君 黒川 武雄君
苦米地義三君 中山 壽彦君
井村 徳二君 伊能 秀雄君
西田 信一君 稲浦 鹿蔵君
平島 敏夫君 勝俣 稔君
佐藤清一郎君 西岡 ハル君
宮澤 喜一君 吉田 萬次君
榊原 亨君 山本 米治君
大谷 肇潤君 寺本 廣作君
劔木 亨弘君 小幡 治和君
上原 正吉君 小満 彬君
館 哲二君 那 祐一君
西郷吉之助君 小林 武治君
小山邦太郎君 石坂 豊一君
下條 康磨君 笹森 順造君
林屋亀次郎君 杉原 荒太君
津島 壽一君 江藤 智君
田中 茂穂君 大矢 正君

林田 正治君 北村 暢君
鈴木 強君 藤田藤太郎君
相澤 重明君 松永 忠二君
占部 秀男君 森 元治郎君
平林 剛君 山本 經勝君
岡 三郎君 亀田 得治君
久保 等君 柴谷 要君
近藤 信一君 千葉 信君
中田 吉雄君 河合 義一君
小笠原三三男君 藤田 進君
島 清君 田中 一君
加藤シヅエ君 野溝 勝君
三木 治朗君 東 隆君
荒木正三郎君 市川 房枝君
八木 幸吉君 野坂 参三君
岩間 正男君 竹中 恒夫君
伊藤 顯道君 天坊 裕彦君
湯山 勇君 加瀬 完君
坂本 昭君 安部 清美君
松澤 靖介君 阿具根 登君
海野 三朗君 矢嶋 三義君
小林 孝平君 小酒井義男君
永岡 光治君 松浦 清一君
天田 勝正君 片岡 文重君
羽生 三七君 栗山 良夫君
山下 義信君 清澤 俊英君
棚橋 小虎君 内村 清次君
國務大臣 厚生大臣 神田 博君

政府委員

經濟企画 井村 徳二君
政務次官 足立 篤郎君
大蔵政務次官 川嶋 三郎君
厚生大臣官房 国立公園部長

参議院會議録第二十六号中訂正

頁 段 行

四六二 三六

原文 訂正文
船舶の航行 船舶の航行
水線規程の 水線規程の
根拠として 根拠として
満載の国際 満載の国際
条約の第十 条約の第十
六条に 六条に

八一年の海上 八一年の海上
人命の安全の 人命の安全の
ための国際 ための国際
条約の第十 条約の第十
八条に 八条に

昭和三十三年四月二十二日 参議院會議録第二十八号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(郵送料共)

發行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段(四三三)三九三